

2025年2月28日

日本電子債権機構株式会社

## 電子債権記録業（ローンサービス）に関する業務規程並びに同細則の廃止について

日本電子債権機構株式会社（代表取締役 かつやま 勝山 あきら 章、以下「当社」といいます。）は、2024年11月25日にお知らせの通り、2025年2月28日をもってローンサービスに係る電子記録サービス及び請求代行サービスの提供を終了いたしました。

サービス終了に伴い、2025年2月28日付で、電子債権記録業（ローンサービス）に関する業務規程並びに同細則を廃止したので、お知らせいたします。

以上